

## 時間外・週休日勤務に関する協定書

(吉田事業場)

京都大学（以下「大学」という。）と過半数代表 小田 滋晃 は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、同法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働（以下「時間外勤務」という。）、京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第11条に定める週休日（毎週2日又は4週8日）、京都大学有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第47条第1項第1号に定める休日及び京都大学時間雇用教職員就業規則（以下「時間雇用教職員就業規則」という。）第39条に定める休日における労働（以下「週休日勤務」という。）に関し、次のとおり協定する。

(大学の姿勢)

第1条 大学は、時間外勤務及び週休日勤務を可能な限り行わせないよう努める。

(時間外勤務)

第2条 大学は、勤務時間等規程第7条、有期雇用教職員就業規則第49条及び時間雇用教職員就業規則第42条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外勤務を行わせることができる。

時間外勤務をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	教職員数 (18歳以上の者)	所定勤務時間	延長することができる期間(起算日)			期間
				1日	1日を超える一定の期間		
					1箇月 (毎月1日)	1年 (4月1日)	
・試験(入学試験を含む。)、実験、研究及び医療のため ・総務、人事、経理、施設、教務、入試、図書事務等のため	教員、教務職員、技術職員、事務職員	6,469人	8時間	6時間	45時間	360時間	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

(特別時間外勤務)

第3条 緊急の業務その他やむを得ない事由によるときで、大学(その指定代理者を含む)が過半数代表者に書面で通告したときは、当該書面記載の教職員に対し、前条の規定に拘わらず次により時間外勤務を行わせることができる。

時間外勤務をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	教職員数 「18歳以上の者」	所定勤務時間	延長することができる期間(起算日)		
				1日を超える一定の期間		期間
				1箇月 (毎月1日)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験、研究及び医療で、中断することができないとき</li> <li>・年度末、年度当初の事務の輻輳への対応</li> <li>・業務処理期限のひっ迫</li> <li>・施行期限のひっ迫</li> <li>・欠員補充が一時的にされないときの対応</li> <li>・組織の改編等に伴う臨時業務への対応</li> </ul>	教員、教務職員、技術職員、事務職員	6,469人	8時間	80時間 ただし、1年に6回(6箇月)までとする。 この場合、前条の1年の限度時間は570時間とする。	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	

2 前項の場合、大学が過半数代表者に書面で通告したときは、当該書面記載の教職員に対し、前条の規定にかかわらず、1日の延長することができる時間を15時間までとすることができる。

(週休日勤務)

第4条 大学は、勤務時間等規程第7条、有期雇用教職員就業規則第49条及び時間雇用教職員就業規則第42条の規定に基づき、必要のある場合には、次により週休日勤務を行わせることができる。

週休日勤務をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	教職員数 (18歳以上の者)	勤務させることができる週休日並びに始業及び終業の時刻	期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験(入学試験を含む。)、実験、研究及び医療のため</li> <li>・総務、人事、経理、施設、教務、入試、図書事務等のため</li> </ul>	教員、教務職員、技術職員、事務職員	6,469人	法定休日のうち4週を通じ2回 1日15時間まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで

(有効期間)

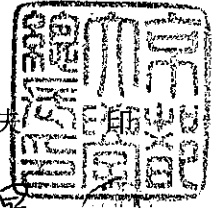
第5条 第2条及び第3条の各表における1箇月及び1年の起算日並びに前条の表における4週の起算日は、いずれも平成19年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日とする。ただし、有効期間満了の一箇月前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成19年3月30日

国立大学法人京都大学総長

尾池和夫



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

小田滋光



平成 年 月 日

国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

殿

国立大学法人京都大学総長  
指定代理者

印  
印

通 告 書

時間外・休日労働に関する協定書第3条の規定に基づき、下記の者について

- 平成 年 月の限度時間を 時間とするので、通知します。
- 平成 年 月 日から 日までの1日の限度時間を 時間とするので、通知します。
- 平成 年度の限度時間を 時間とするので、通知します。

理由

- 試験(入学試験を含む。)、実験、研究及び医療で、中断することができないため
- 総務、人事、経理、施設、教務、入試、図書事務等の事務が幅横しているため  
(部局名: )

所 属	職 名	教職員の氏名	前月までの 時間外勤務時間	備 考

上記のことについて、通告を受けました。

平成 年 月 日

過半数代表 \_\_\_\_\_